

## 宅建議員連盟との意見交換会を開催

令和6年2月13日（月）不動産会館4階ホールにて、宅建議員連盟との意見交換会を開催しました。

主に次の内容について意見が交わされました。

- ①重要土地等調査法の注視区域・特別注視区域の指定による県内に及ぼす影響
- ②重要土地等調査法で特別注視区域に指定されている  
土地等の取引における、宅地建物取引士の重要事項説明の義務
- ③特定事務受任者への宅地建物取引士の登用実現について
- ④その他

